

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（案）」に関する意見

平成 29 年 3 月 6 日 日本貸金業協会

No.		対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会・金融庁の考え方
1	ガイドライン	第 5 条第 1 項	<p>パスポートに記載の「本籍」欄は都道府県名だけのため、機微情報の「本籍地」には該当しないという理解でよいか。</p> <p>※理由：事例の明確化のため。</p>	<p>御理解のとおりです。</p> <p>（パブリックコメント 50）</p>
2	ガイドライン	第 5 条第 1 項	<p>本人確認等において、顧客本人より機微情報が記載された住民票等の提供を受ける際は、黙示の同意があったとの理解でよいか。</p> <p>※理由：事例の明確化のため。</p>	<p>機微（センシティブ）情報については、金融分野ガイドライン（案）第 5 条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供できないこととされています。</p> <p>したがって、御意見の本人確認等の場面においても、本人の同意が有るか否かにかかわらず、同条に従うこととなります。</p> <p>なお、一般論としては、機微（センシティブ）情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、本人が当該情報を提供したことをもって、当該情報を取得することについて本人の同意があったものと考えられます。</p> <p>（パブリックコメント 27）</p>
3	ガイドライン	第 5 条第 1 項	<p>金融分野ガイドラインにおいても、経済産業省の「信用分野におけるガイドライン」や法務省の「債権管理回収業分野におけるガイドライン」と同じく、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供（若しくは保管）可能な場合として「機微（センシティブ）情報が記載されている戸籍謄本その他の本人を特定することができる書類につき本人特定のために必</p>	<p>金融分野ガイドライン（案）第 5 条第 1 項各号の規定内容は、金融分野における個人情報取扱事業者の実務等も勘案し、現行の金融分野ガイドライン第 6 条第 1 項各号の規定内容を引き継いでおります。すなわち、例えば、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合等、金融分野ガイドライン（案）第 5 条第 1 項各号に該当する場合は、機微（センシティブ）情</p>

No.		対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会・金融庁の考え方
			<p>要な場合」等を明示していただきたい。</p> <p>※理由：信用に関係する他の分野と平仄をあわせるべきと考えられるため。</p>	<p>報が記載されている戸籍謄本その他の本人を特定することができる書類の取得等は可能であるところ、御意見の規定を追加する必要はないと考えます。</p> <p>(パブリックコメント 41)</p>
4	ガイドライン	第 10 条	<p>クラウド事業者による IaaS を利用して、個人情報を取扱うサービス提供する際にクラウド事業者が個人情報にアクセスしないことが契約、およびアクセス制御で確保されている場合、個人情報保護法上の委託先管理監督義務は発生しないとの理解でよいか。</p> <p>※理由：今後クラウド事業者を利用した業務が多くなることが予想されるため。</p>	<p>クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することができないところ、クラウドサービスの利用に際しての個人データの取扱いについて、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関する Q&amp;A において考え方を示しております。</p> <p>(パブリックコメント 90)</p>
5	ガイドライン	第 10 条	<p>クラウド事業者を委託先として考える場合、ガイドラインで定められた管理監督がクラウドの特性上実施困難なものがある。クラウド事業者における委託先管理監督方法についてガイドラインに記載いただきたい。</p> <p>※理由：今後クラウド事業者を利用した業務が多くなることが予想されるため。</p>	<p>クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することができないものと考えられます。他方で、金融分野ガイドライン（案）及び実務指針（案）において定められた事項について、その具体的な対応方法は、金融分野における各個人情報取扱事業者の自主的な取組を求めるものであり、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じて、各事業者において適切に判断することになります。</p> <p>(パブリックコメント 91)</p>

No.		対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会・金融庁の考え方
6	ガイドライン	第17条1項	<p>金融分野における個人情報取扱事業者は、「個人情報等の漏えい事案等」の事故が発生した場合には、監督当局等に直ちに報告することとありますが、報告の要否に関する基準が明示されていない。</p> <p>「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（案）」（個人情報保護委員会）（以下、「対応指針」という。）の3. 個人情報保護委員会等への報告に基づき報告の要否を判断することになるのか。</p> <p>対応指針3.（2）において、①実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合、と②FAX若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち軽微なものの場合には個人情報保護委員会等に報告を要しないとありますが、これは金融分野における個人情報取扱事業者においてもあてはまるとの理解でよいか。</p> <p>※理由：現行の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、弊社では、対応指針3.（2）①②に該当する事案（例：社内における個人情報を含む書類の誤廃棄）であっても、監督当局に報告しております。</p> <p>そのため、現行の報告基準が変更されるのであれば、社内規程の改定等が必要となりますので質問させていただきました。</p>	<p>金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報等の漏えい事案等に際して、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（案）」ではなく、金融分野ガイドライン（案）及び実務指針（案）の規定に従うこととなります。</p> <p>なお、個人情報等の漏えい事案等への対応の内容に関しては、金融分野Q&amp;Aにおいて説明することを検討してまいります。</p> <p>（パブリックコメント110）</p>

No.		対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会・金融庁の考え方
7	ガイドライン	第17条1項	<p>「個人情報の漏えい事案等又は」以降の監督当局等への報告の要件は、以下のとおりの理解でよいか。</p> <p>(1) 個人情報の漏えい事案等 又は</p> <p>(2) 以下①②③を全て漏えいした事案</p> <p>① 匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等</p> <p>② 個人識別符号</p> <p>③ 法第36条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報</p> <p>※理由：報告要件を明確にするため。</p>	<p>金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報等の漏えい事案等に際して、金融分野ガイドライン（案）第17条第1項、及び実務指針（案）「I. 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第8条に定める安全管理措置の実施について(2)個人データの安全管理措置に係る実施体制の整備」の規定に従って報告することになります。</p> <p>なお、個人情報等の漏えい事案等への対応の内容に関しては、金融分野Q&amp;Aにおいて説明することを検討してまいります。</p> <p>（パブリックコメント111）</p>
8	ガイドライン	第17条1項	<p>昨年12月8日付で個人情報保護委員会より意見募集が行われている「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（案）」では、『報告を要しない場合』の範囲が示されている。</p> <p>今般の金融分野におけるガイドライン、実務指針では、現行通り基本方針が示されている程度であるが、今後Q&amp;A等で明確に示されるのかお教え願いたい。</p> <p>※理由：昨年12月15日付で意見募集が行われている「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」においても、『個人データ漏えい等の報告等』の項で明確化されており、金融分野と内容に差異が生じるのか確認したいため。</p>	<p>金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報等の漏えい事案等に際して、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（案）」ではなく、金融分野ガイドライン（案）及び実務指針（案）の規定に従うことになります。</p> <p>なお、個人情報等の漏えい事案等への対応の内容に関しては、金融分野Q&amp;Aにおいて説明することを検討してまいります。</p> <p>（パブリックコメント112）</p>

※「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（案）」についての意見はありませんでしたので、提出していません。